

10月1日は

「浄化槽の日」

浄化槽を設置されている方は、次の法的義務があります。

●保守点検

いろいろな装置が正しく働いているか点検し、装置や機械の調整・修理、消毒剤の補充といったことを行います。

●清掃

浄化槽に流れ込んだ汚水は、浄化の過程で必ず汚泥やスラムと言った泥の固まりが生じます。これらを槽外へ引き抜き、附属装置や機械類を洗浄したり、掃除する作業です。

●法定検査

浄化槽が適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかを確認する水質検査です。

(生活環境課)

ペットのフンは
きちんと始末しましょう

他人の家の庭先や、道路・公園などへ、フンをそのままにしているという苦情が増えています。

ペットのフンは、飼い主の方が責任を持って持ち帰り、可燃ごみの日に出してください。

一人ひとりがマナーをまもり、きれいな町づくりを心掛きましょう。
(生活環境課)

家庭系パソコンの回収・リサイクルが始まります

平成15年10月よりメーカー製の家庭用パソコンの回収・リサイクルが始まります。これに伴い大型ごみとして出すことも環境センターへの持ち込みもできなくなります。

問合せ先

(社)電子情報技術産業協会パソコン3R推進室

http://www.pc3r.jp

TEL 03-5282-7685

(生活環境課)

「減らそう犯罪」
広島県総ぐるみ運動の推進

平成14年に熊野町では368件の犯罪が発生しました。

発生した犯罪のうち、おもだったものは窃盗で、282件発生しています。窃盗で多いのは、車上狙い、自転車盗、オー

トバイ盗などの屋外での窃盗です。

総数	368
凶悪犯	1
粗暴犯	11
窃盗犯	282
知能犯	3
風俗犯	0
その他	71

(単位：件)

(広島県ホームページ 市町村別刑法犯認知件数より)

凶悪犯：殺人・強盗・放火等
粗暴犯：暴行・傷害・脅迫等
窃盗犯：侵入盗・乗り物盗・非侵入盗

知能犯：無銭飲食等の詐欺・横領、偽造等

風俗犯：賭博、わいせつ

その他：器物損壊・占有離脱

物横領

海田警察署では、犯罪を減らすため「スリーロック運動」を推進しています。皆さんも犯罪の被害に遭わないように、次のことに注意しましょう。

1. 自宅のカギ
外出時や就寝時には自宅にカギを掛ける。

2. 自転車やバイクのカギ
自転車、バイクの駐輪時にはカギを掛ける。

3. 心のカギ

隣近所への声掛けで心と心のカギを掛け、更には地域社会への関心と警戒感を持つて安心と安全を得よう。
(生活環境課)

新聞の購読契約をめぐってトラブル

相談内容

3ヶ月前に新聞の勧誘員が訪問してきて、「2万円分の商品券をあげるから、5年間新聞をとってほしい」としてこく勧誘されたため、断りきれず契約した。このたび購読の中止を申し出たら応じてくれず、契約時に渡した商品券代と解約料を払えと言われた。

アドバイス

訪問販売で新聞を契約した場合には、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフができますが、その期間を過ぎると、消費者の都合で一方的に解約することはできませんので、販売店と自主交渉することになります。ただし、景品表示法と新聞

ご存知ですか？

ごみステーションは、近隣の利用者の皆さんが管理されています。お住まいの場所の決められたごみステーション以外への持ち込みはできません。持ち込むと、管理されている方に迷惑がかかります。
(生活環境課)



ければ、新聞公正取引協議会(広島県支部 TEL 249-2600)に相談してもいいでしょう。
(生活環境課)